

【参考資料】

1 やまなし農業ルネサンス大綱改定の経緯

平成23年 5月 9日 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会 設置

平成23年 6月 3日 第1回 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会
・やまなし農業ルネサンス大綱の概要と進捗状況について
・改定の基本方針について

平成23年 8月31日 第2回 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会
・農業ジャーナリスト 青山 浩子 氏による基調講演
・やまなし農業ルネサンス大綱の改定のポイントについて

平成23年10月11日 第3回 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会
・やまなし農業ルネサンス大綱の改定素案について

平成23年11月 2日 パブリックコメントの実施（30日間）
～ 12月 1日

平成23年11月15日 地域説明会
～ 11月18日
・11月15日 富士・東部農務事務所
・11月17日 中北農務事務所
 峡南農務事務所
・11月18日 峡東農務事務所



2 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 山梨県の農業振興の指針となる「やまなし農業ルネサンス大綱」(以下「大綱」という。)を改定するに当たり、幅広い分野の方々から意見を聴くため、やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、知事が委嘱し又は任命する別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成24年3月31日までとする。

(委員会)

第4条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(検討事項)

第5条 委員会は、大綱の改定に係る次に掲げる事項に関して検討するものとする。

- (1) 施策の方向と具体的な推進事項
- (2) 地域別重点推進事項
- (3) その他大綱の改定に関して必要な事項

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農政部農政総務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

[別 表]

やまなし農業ルネサンス大綱 改定検討委員会 委員名簿

氏 名	役 職 等
栗生田 修彦	NHK甲府放送局 放送部長
天野 洋子	(有) エルフィンインターナショナル 代表取締役
荻野 勇夫	山梨県農業会議 会長
梶原 雅巳	(有) 梶原農場 代表
小林 正毅	(社) 山梨県果樹園芸会 会長
小堀 夏佳	オイシックス(株) 商品本部 青果スーパーバイヤー
佐藤 裕子	山梨きら星ネット 会長
佐本 和男	日本園芸農業協同組合連合会 専務理事
白倉 政司	山梨県土地改良事業団体連合会 会長 (北杜市長)
堤 マサエ (委員長)	山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 教授
長澤 利久	山梨県食品産業協議会 会長 ((株) はくばく 取締役会長)
廣瀬 久信	山梨県農業協同組合中央会 会長
藤原 弘	山梨日日新聞社 編集局長
向山 茂徳	(有) 黒富士農場 代表

(50音順、敬称略)